【子ども会】

子ども会は、就学前3年の幼児から高校3年生年齢(18歳)相当までを構成員とし、地域を基盤とした 異年齢の集団(コミュニティ)です。

その活動を支える指導者と側面から援助する育成者が必要であり、この子ども集団と指導者、育成者を含めた総称として用います。単位子ども会によっては子どもクラブの名称を使っているところもあります。

【子ども会とは】

子ども会とは、<u>仲間と活動を共有することによって、その子の、その子が参加している集団の、より望ま</u>しい成長を意図した自主的なコミュニティ活動です。

地域を基盤とし、仲間集団のもつ形成力と、活動(経験)を通しての成長を統合し、よりたくましい子ども、子ども集団を実現しようとする活動です。

家庭・学校では、与えることが困難な、しかし、子どもの発達にとって不可欠な経験を与えることを目的 としており、家庭・学校はもとより、地域の諸機関・諸集団と強い連携を保ちながら、活動を進めていく ことが大切です。

【子どもの日の制定】

平成8年8月8日に子ども会の日を制定しました。3月3日と5月5日を加算した8月8日は、男女が仲良くする日と位置づけをして、全国の子ども会での取り組みを促しました。

【子ども会のねらい】

子ども会は、遊び仲間を求めており、遊びを通じて社会の一員として必要な知識、技能、および態度を学んでいます。

このような子どもの遊びの特徴をとらえ、健全な仲間づくりをすすめ、心身の成長発達に大切な活動を促進助長するのが子ども会です。このような活動は、学校や家庭における教育とともに、欠くことのできない重要な教育的活動であることを再認識しましょう。

【単位子ども会】

単位子ども会は、子ども会活動を進める上で必要な目的、事業、役割、財政などすべての機能をもっている独立した組織です。単位子ども会の活動が子ども会活動の基本的な活動になります。

単位子ども会は、一人ひとりの子どもが仲間と力を合わせて活動するもっとも身近な集団であり、その活動を通して得られる成功体験や失敗体験が、子どもたちの成長に大きな影響を及ぼす極めて重要な集団です。

単位子ども会は、子ども集団と指導者、育成会をもって構成されますが、子ども集団の規模は、40~50人が適切であり、その中に10人前後の班を設けて小集団活動を進めることが最も大切です。ただ少子化により10人前後の子ども会も多くなりました。

【子ども会活動】

子ども会は、その目的を達成するために様々な活動を展開します。

会の運営のために会議活動や係活動が必要です。役割を分担しながら行事活動を共有し、10人前後からなる班で日常生活を展開するなど、子どもが中心となって活動を進め、仲間とともに成長することを期待しています。会の運営も会則に基づいて子どもが中心となって進めます。

子どもの成長のためには、それにふさわしい活動が必要です。子ども会活動は、その活動の性格に注目して、社会活動、スポーツ・レクレーション活動、文化的活動、科学的活動、奉仕活動などに分類されます。 子ども会活動としては、子どもの要求や教育の必要上から、これらの活動を組み合わせて、会の目的 にそった活動を行事活動や日常活動として展開し、一人ひとりの人間形成を図ります。

【行事活動】

新入会員歓迎会、キャンプ、ハイキング、登山、クリスマス会、年忘れ子ども会など、子ども会として多くの行事取り上げていますが、その活動を行事活動といいます。

分類すると社会活動、スポーツ・レクレーション活動、文化的活動、科学的活動、奉仕活動などがあげられます。ひとつの活動を行うには、子どもたちが集まって相談し計画を立て、役割分担し、いろいろと前もって準備をして当日をむかえ、その結果を反省し、次の活動に結び付けていくように一貫した活動を進めなければなりません。おとなの人が全部お膳立てして行われるものであってはなりません。

したがって、ひとつの行事を進めるためには、相当な期間を見なければなりません。ですから、毎月、ひとつから二つの行事が組まれている子ども会年間計画を見ますが、それは無理があるのです。年間に行う 行事は、その年の子ども会の重点目標にそって必要な活動を取り上げていきましょう。

無理、無駄、ムラのないよう行事を精選して、みのりある活動を進めたいものです。

【いろいろな活動】

子どもたちの欲求、興味、関心などから、また、子どもの成長発達を促す上からも、次のような諸活動が 考えられます。このほかに、広報活動、施設見学の活動なども考えられます。それぞれの地域でどんな活 動があるか、できるか考えてみましょう。

【社会的なもの】

社会活動・・・・・ひな祭り、七夕祭り、クリスマス、新年会など

奉仕活動・・・・・道路清掃、老人ホーム訪問など

安全活動・・・・・子ども会KYT、安全教室、自転車教室、救急法など

【文化的なもの】

文化芸能活動・・・歌、人形劇、音楽会、映画界など

創作活動・・・・スケッチ会、工作、作品展、屋外工作など

学習活動・・・・天体観測、読書、ユネスコ(国際理解)、エコクラブなど

【体育的なもの】

スポーツ活動・・・ラジオ体操、ミニバレーボール、ドッチビー、サッカー、グラウンドゴルフなど レクレーション活動・・・フォークダンス、レクゲーム、レクダン、キャンプなど

【育成会(員)】

育成会は、地域の育成者が力を合わせて子ども会活動を援助するための組織です。したがって、子どもたちが自主的に運営する子ども会活動を側面から援助するものであって、育成会があって子ども会があるのではありません。地域の育成者は、育成会に加入することによって育成会員となり、会の目的にそって組織的、継続的な一貫性のある活動を行います。育成会は、組織ですから、会則(規約)をもち、目的、事業、入会手続き、役員、会費などが明らかにされていなければなりません。

【育成者】

育成者は、子どもを持つ親(父母)はもちろんのこと、地域に住むすべてのおとなの人々をいいます。 子どもたちの人間形成は、総合性をもって行われるものであり、家庭、学校、社会の三者がそれぞれの 教育機能を十分に発揮し、同時に緊密に連携しなければなりません。地域の教育力を高めるためには、地 域のおとな一人ひとりが育成者であることを自覚し、子ども会育成のために精神的、物質的援助を協力し て行うことが大切です。

【育成会の役割】

育成会の役割には、子ども会活動の円滑な運営を図るための側面的援助と、子どもたちのより良い理解者 としての資質をみがくための育成会活動そのものの活動があります。

- 1. 活動の場の確保や整備
- 2. 道具・教具などの準備
- 3. ジュニア・リーダーをはじめ各種指導者の発掘、養成、定着
- 4. 物心両面にわたる側面的援助と諸条件の整備
- 5. 関係団体との友好関係
- 6. 学校や関係機関との連携
- 7. 広報活動
- 8. 育成会員相互の協力と連携
- 9. 育成会員の研修

【育成会役員】

育成会の役員は、会則(規約)によって、会長、副会長、書記、会計、監査などの役割や人数、任期、選出方法が決められています。その他、研修、広報、安全教育係(委員会)などを含めて考える場合もあります。単位子ども会においては、役員を引き受ける人が少なく、また引き受けても一年交代のため、子ども会の発展につながらないという問題が指摘されています。このことは、育成会員の意識と深い関係があり、また、会則(規約)の内容にもよります。さらに、育成会役員は、直ちに指導者になるという誤った考え方と関係して、仕事が大変だということになります。育成会員の果たす役割を明らかにした上で、任期(2~3年)、選出方法などについて再検討することが必要でしょう。

【育成会総会】

総会は、育成会の最高決議機関です。会員相互の意思疎通をよく図って協力するためには、総会を大切に しなければなりません。そのためには、時間、場所、進め方など工夫し、子ども会活動と同様に魅力ある ものにしなければなりません。総会で決めなければならない事項は次の通りです。

- 1. 前年度事業報告、収支決算の承認
- 2. 役員の選任
- 3. 新年度事業、収支予算の審議決定

その他、会則(規約)の改正や重要な事項

【連絡・連合組織】

単位子ども会の活動をより活発にするには、その単位子ども会のだけの力だけでは解決できない指導者 の育成や安全会の問題(安全啓発活動など)、行政や他団体との連絡協力など多くの課題があります。

これらを広い視野に立ち協力して解決し、

単位子ども会活動のより一層の充実振興を図るために市区

町村連絡・連合組織が生まれました。さらに県や全国の連合組織の下部組織として単位子ども会があるの

ではなく、単位子ども会活動の充実振興を支援するために各段階の連絡・連合組織があります。

(佐賀市を例に見ていきましょう)

■ 【単位子ども会】

地域の行政区の最小の自治会で組織されるもの (子ども会活動の原点で、活動費は地域住民の自治会費の中から支給される。) 子ども会活動の原点ともいえる活動です。 子どもたちが自主的に計画し活動をしていきます。 育成者会の指導者・育成者 (大人) は子ども達の活動を支援・援助する立場で関わります。

役員:子ども会会長(子ども達の中より選任)、育成会長(大人)指導員(大人)

■ 【校区(町)子ども会】佐賀市では 23 校区

小学校の校区内の単位子ども会の連合会として組織されます。活動費は地域自治会費の中から支給されていますが、資源物回収などで事業費の補てんをするところもあります。主にその校区内全体の子ども会行事の運営、地域行事への参加、上部組織の球技大会などの予選などを行っています。

役員:校区子ども会会長以下10人前後の大人の、指導者、育成者で構成されます。役員は地域のボランティアで構成され、複数年役員として指導をしていきます。

■ 【佐賀市子ども会連合会】

佐賀市内の各校区子ども会 23 校区(町)の連合会として組織されます、会員数 10,345 名(令和 5年度)。活動費は佐賀市よりの財政支援で運営しています。佐賀市内全体の子ども会行事を運営しています、安全啓発指導者養成、指導者研修、JL 研修会、こどもみこし、球技大会、校区自慢コンテストなどの事業展開、上部組織の連絡調整をしています。企画する行事が単位子ども会の活動のヒントになるような事業を展開しています。

役員:会長以下10名前後の指導者で構成しています。そのほか体育・文化・指導部の三部会があり それぞれの部会で事業を展開しています。役員はすべてボランティアで構成されています。

■ 【佐賀県子ども会連合会】

佐賀県内16市郡の子ども会連合会です。佐賀県内の子ども会に向けて、県球技大会、訪韓少年の翼国際交流事業、安全共済会事務、KYT 指導者養成講習会、県ジュニアリーダークラブ、その他関係機関との連絡調整、九州地区JL大会派遣、等の事業があります。事業の展開は担当する各市町に委託した形で事業を行っています。財政的には安全共済会に加入した子ども会会員の会費により運営されます。

役員:20 市郡の会長が理事となり、理事の推薦で会長以下役員が選任されます。

事務局:2名の専任職員

■【九州地区子ども会連合会】

全国を 7 つに分けて各ブロックごとに分けた一つで、九州 8 県と指定都市 3 市(福岡市、北九州市、熊本市)の各県市子連 11 地区が加盟しています。事業としては九州地区ジュニアリーダー研修会、地区育成研究協議会の運営、九子連表彰等の事業を行い各県との交流・意見交換等を行い子ども会のより良い運営のために活動しています。

■【全国子ども会連合会】

全国の子供たちの真の成長と幸福のために主に全国子ども会安全共済会を運営し、子ども会活動を安心して行うために、子ども会が主催する活動における事故等のケガや疾病について補償し、青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的としています。そのほか全国の各ブロックで開催されるジュニアリーダー研修会、ブロック育成研究協議会の主催者として開催の補助をしています。安全啓発指導者上級研修、文科省などとの交渉などもしています。

【子ども会指導者】

指導者は、会員の意志を団体の意志にまとめ、会員ならびに会の成長発展を助ける役割を担う人たちです。子ども会における指導者には、ジュニア・リーダー、集団指導者、特技指導者、総括指導者があります。指導者を発掘・養成し委嘱するのは、育成会の役割ですが、育成会役員を直ちに指導者と取り違えることのないようにしたいものです。また、子ども会指導者として、すべての役割をひとりで果たすことは不可能であり、機能・領域を分けて分担し、協力することが望まれます。

【ジュニア・リーダー】

ジュニア・リーダーは、子どもたちへの指導・助言の内容、子ども会活動の中で担う責任の範囲、状況を判断する力量から見て中学生、高校生(同年齢相当の者)をいい、単位子ども会に所属して、最低でも班に一名はいることが望まれます。ジュニア・リーダーは、ほかの指導者や育成者の補助的機能を果たすものではなく、独自の指導的役割をもって子ども会活動を導くものです。

- 1. 仲間作りのよき理解者として、その推進に当たるとともに、自らの成長をはかること
- 2. 班活動の具体的、実践的な指導に当たり、会員の積極的参加を促進すること
- 3. 集団指導者の指導の下に、会長、班長などの役員の活動を援助すること

なお、ジュニア・リーダーは、その役割を全うするため、理論(子ども会とは、プログラム、JL の役割など)、方法(指導・援助のあり方、プログラムのたて方、会議のもち方など)、実技(スポーツ・レクレ

ーション、ゲーム、ハイキング、キャンプ、安全教育など)を履修するとともに、実際活動を通じて常に 自らを高めなければなりません。

【ユース・リーダー (シニア・リーダー)】

年齢的には、18 歳から 30 歳頃までの青年(県・市によって年齢の巾が違うのが現状です)をさし、子ども会活動の指導・助言に当たる人のことをいいます。一般的に中学・高校時代をジュニア・リーダーとして活躍し、その経験を生かし、その後青年として直接活動に関わって子ども会の指導に当たっていきます。ジュニア・リーダーと集団指導者、育成者との間にたち相互の密接な連携を図る上で青年リーダーの役割は大きいといえます。

【集団指導者】

集団指導者は、単位子ども会における集団活動の充実と円滑な集団運営に当たるため、単位子ども会に少なくとも1名は確保したいものです。集団指導者の役割として、次のことが期待されます。

- 1. 集団の理論と実際に通じ、子どもを理解し、その心身ともに豊かな成長を促進すること
- 2. 単位子ども会活動の指導・助言に当たり、組織の強化を活動内容の充実に努め、子どもの人間形成を援助すること
- 単位子ども会活動の各種指導者・育成者との連携につとめるとともに、特にジュニア・リーダーの指導・助言を行うこと

子ども会では、ジュニア・リーダーの経験を経た若い年齢の青年リーダーは、集団指導者の一員として、その活動が期待されています。

なお、集団指導者となるためには、その任務を全うするため、子ども理解、少年教育の意義、集団の基礎理論、組織と運営、プログラム、指導者の役割と機能、育成会の役割と機能、子ども会を取り巻く課題などの履修が要望されています。

【総括指導者】

総括指導者は、単位子ども会や連合組織に対して、総括的・監督的立場や指導・助言に当たる人をいい、 直接、子どもたちの指導に当たらないのが原則です。総括指導者の役割として、次のことが期待されま す。

- 1. 地域における単位子ども会間および広域組織の連帯を図り、子ども会活動の全般的な充実発展に寄与すること
- 2. 関係機関・団体との連絡調整・環境の整備に当たり、子ども会活動の振興を通じて地域社会に貢献すること
- 3. 広域組織の各種指導者、育成者との連絡、指導、助言および各種指導者の育成・確保を図ること なお、その任務を全うするため、少年教育の意義、子ども会活動の意義、指導者論、集団理論、指導者養 成計画・研修、子ども会と行政、子ども会と地域社会、総括的指導者の実務などの履修が要望されていま す。

【特技指導者】

特技指導者は、子ども会活動の内容の多様化に伴い、それぞれのもつ専門知識、技術の面から集団指導者と緊密な連携のもと指導に当たります。

子ども会においては、ゲーム、歌唱指導、スポーツ、レクレーション、郷土芸能などについて社会的に公認された機関・団体の指導者があげられます。子ども会内部で特技指導者を養成する場合も、上記機関・団体で資格を取ることが望まれます。また、ライセンスを持った人が子ども集団指導者研修を受けること、または、その逆の姿が望まれます。さらに、地域の人々のもっている特技を子ども会活動に活かせるよう、常に情報を収集整理しておくことも必要です。

【指導するということ】

子ども会は、会員の意志によって、自主的に運営されることが原則です。しかし、子ども会は未熟な子どもの集まりですから、視野も狭く、また力の強い子どものボスによって、専制的に支配される危険もあります。そこで、指導者が子どもたちの動きに対して、方向を示してやることが大切です。その場合でも、指導者は表面に立たないで、間接的な立場に立っての指導が大切です。つまり、指導者が上から会員を引っ張っていくのではなく、会員自身が、または会自体が目的に添って自ら動いていくような場面を構成してやることです。そうでないと、会員を受け身にさせ、自発的な活動を阻害してしまいます。

しかし、会員の年齢が小さいとか、」買いが発足して日の浅いうちは、大人の指導者がしばらくイニシア ティブをとり、会をリードする必要もあります。その場合も、ジュニア・リーダーを早く養成し、大人の 指導者が引き下がることを忘れないようにしましょう。

【指導者の姿勢】

指導者がどんな姿勢で、指導に当たったらよいか、その基本的事項についてみてみましょう。

第一に、会の目的、理想、方針を明確に把握しておくこと。指導者はお互いに連携を密にし、これらの事について共通の理解をしておきましょう。

第二に、会の運営の技術を身につけておくこと。指導者が単に会員より年長だとか、自分の幼少時代の経験やカンだけをもとにした指導では十分といえません。

第三に、会員の要求を把握すること。それには、常に会員と行動をともにし、一人ひとりの子どもの要求をとらえ、団体運営に役立てることが大切です。

第四に、会の動向を正しく観察し、その動きを見極めて、どんな指導をなすべきかを考えること。思い付きや、一本調子の指導であってはなりません。

【異年齡集団】

地域社会などにおいて、主として遊びを媒介として形成されるインフォーマルな集団をいい、かつてのガキ大将に率いられた遊び仲間がその典型です。地域や子どもの生活の変質により、こうした集団は消滅の危機に瀕し、今日では、子どもの遊び仲間は、同じ学年・学級ということで形成される同年齢からなると

いうのが一般的です。経験・興味・能力等を異にする年齢の異なったものからなる集団の形成力に注目 し、また、そうした集団が子どもの生活基盤である地域に成立することを期待して、異年齢集団の重要性 が強調されています。

【社会教育】

社会教育法第2条では、学校教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動を社会教育というと定義しています。

人は生涯にわたって学び続けていくことが大切であり、生涯学習といわれるのもそこにあります。少年期から青年期、成人、高齢者とそれぞれを対象にした学習活動や身近な生活課題解決のための学習活動が幅広く行われます。自ら実際生活に即して文化的な教養を高めたり、市民意識の向上を図ったり、近代社会に対応できる知識技術を習得したり、スポーツ等の活動を通じて体位向上につとめたりなど数々の活動があげられます。

学習方法としては、個人学習(放送利用、図書館活用、通信教育など)、相互学習(学級講座、グループ・団体活動への参加)、集合活動(つどい、大会などによる啓発活動)などがありますが、市民自らが主体的に取り組む学習活動そのものが社会教育といえるでしょう。

このような社会教育の奨励のための必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成その他の方法によりすべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して自らを高めるための活動を育てていく上での諸条件の整備を図る役割が社会教育行政に求められます。

佐賀市子ども会連絡協議会